

科目名称：	旅行業法 I	
担当者名：	若月 博延	
区分	授業形態	単位数
専門教育科目	演習	1
授業の目的・テーマ		
<p>旅行業法では、国家試験である旅行業務取扱管理者試験対策の授業を行っていきます。 特に旅行業法 I では、試験科目の一つ「旅行業法及びこれに基づく命令」を学んでいきます。</p>		
授業の達成目標・到達目標		
<p>旅行業の基本的な事柄から、試験対策まで、正確に理解出来る様に授業を進めます。 「旅行業法及びこれに基づく命令」の内容は、法律用語ばかりで理解は難解ですが、覚えることのみなので次第で身につけられます。 毎回小テストを行うため、該当箇所の事前学修が必要です。 以上を通して、「旅行業務取扱管理者試験」のうち「旅行業法及びこれに基づく命令」分野を修得することが目標です。</p>		

ビジネス実務学科	ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）	重点項目
DP (1)	建学の精神と設立の理念を基に、ビジネス社会で求められる基礎知識を修め、地域社会を理解するとともに多様な文化に対応できる幅広い教養が身につけている。	
DP (2)	医療事務や観光業を含むビジネスの専門知識や技能を身につけ、各種資格を取得し、ビジネスワーカーとして他者と協調・協働することのできる実践力を身につけている。	○
DP (3)	多様なビジネス社会に対応できるよう豊かな人間性を養い、人との関わりの中で自己の考えを的確に表現するとともに、他者の意見を尊重し良好な信頼関係を築いていくことができる。	
DP (4)	学生一人ひとりが、ゼミナールを通して、ビジネス現場における様々な課題に取り組み解決する学修経験を積み重ねることで、その場の状況に応じた活用力を身につけている。	

評価方法/ディプロマポリシー	定期試験	クイズ 小テスト	提出課題 (レポート含む)	その他	合計
ビジネスDP (1)					0
ビジネスDP (2)	50	50	0	0	100
ビジネスDP (3)					0
ビジネスDP (4)					0
					100

実務経験のある教員の担当	担当教員の実務経験の内容（内容・経験年数を記載）	
なし	《内容 1》	《経験年数 1》
	《内容 2》	《経験年数 2》
	《内容 3》	《経験年数 3》
	《内容 4》	《経験年数 4》

備考

到達目標ルーブリック	すばらしい	とてもよい	よい	要努力
旅行業法の理解	旅行業法を深く理解した	問題は解ける程度に業法を理解した	業法に出てくる言葉は理解できるようになった	全く理解できない
旅行業約款の理解	旅行業約款を深く理解した	問題は解ける程度に約款を理解した	約款に出てくる言葉は理解できるようになった	全く理解できない

授業の内容・計画	事前事後学修の内容	事前事後学修時間(分)
第1回 旅行業務総則(旅行業の目的と旅行業の定義)(授業内でディスカッションをしながら演習を進める)	業法第1条から2条を読んでおくこと	30分
第2回 旅行業等(旅行業の登録制度)	業法第3条から6条の4を読んでおくこと	30分
第3回 旅行業等(営業保証金)	業法第7条から10条、16条から27条を読んでおくこと	30分
第4回 旅行業等(旅行業務取扱管理者・料金の提示)	業法第11条から12条、32条を読んでおくこと	30分
第5回 旅行業等(旅行業約款・取引条件の説明と書面の交付)	業法第12条の2から12条の5の2を読んでおくこと	30分
第6回 旅行業等(外務員と外務員証・広告と標識・企画旅行の円滑な実施のための措置と旅程管理業務)	業法第12条の6から12条の9を読んでおくこと	30分
第7回 旅行業等(企画旅行を実施する旅行業者の代理・旅行業者代理業者)	業法第12条の10から12条の18を読んでおくこと	30分
第8回 旅行業等(事業廃止・旅行業者死亡時の届出、など)	業法第12条の19から12条の23を読んでおくこと	30分
第9回 旅行業等(営業保証金の還付・不足額の供託・保管替え)	業法第12条の24から12条の28を読んでおくこと	30分
第10回 旅行業等(禁止行為と業務停止等の行政処分)	業法第13条から42条を読んでおくこと	30分
第11回 旅行業協会(旅行業協会の指定と社員についての規則)	業法第43条から50条を読んでおくこと	30分
第12回 旅行業協会(旅行業協会の業務)	業法第50条から59条を読んでおくこと	30分
第13回 その他雑則、罰則(意見の聴取・聴聞)	業法第64条から73条を読んでおくこと	30分
第14回 その他雑則、罰則(その他雑則)	業法第72条から83条を読んでおくこと	30分
第15回 まとめ(授業内でディスカッションをしながら演習を進める)、模擬試験	全範囲を復習	30分

事後学修時間については、受講するにあたっての最低限の目安を明記したが、単位取得のためには原則として授業時間と事前事後学修を含め学則第17条の2で規定された学修時間が必要である。
また、事前事後学修としては、次回までの課題プリント(小レポート)をまとめることになる。

成績評価の方法・基準

定期試験は、50%で評価する。その他の評価配分は、以下のとおりである。
毎回の小テストを50%として評価。

課題に対するフィードバック

小テストを採点して返却。

教科書・参考書

JTB総合研究所、『旅行業法・旅行業約款』